

建設指示以降の経緯

<平成23年>

- | | |
|----------------------------|---|
| 5月27日 | 国土交通大臣が当社に対して中央新幹線の建設を指示 |
| 6月 7日 | 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書」の公表 |
| 8月 5日 | 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書」の公表(第4章において長野県の記載追加) |
| 9月27日
～
11月10日 | 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書」の公告・縦覧 |
| 11月30日
(神奈川県は
12月5日) | 環境影響評価方法書に対する意見の概要を関係する自治体の長に送付 |

<平成24年>

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 2月 23日
～3月5日 | 環境影響評価方法書に対する知事意見を受領 |
|-----------------|----------------------|

環境保全事務所を設置しました

- ・方法書を縦覧するとともに、環境影響評価における調査を実施し、環境影響評価に関する沿線地域の皆様からのご意見やご質問に速やかに対応するため、沿線各都県に環境保全事務所を設置しました。
- ・平成23年9月22日より業務開始。

環境保全事務所（東京）：東京都港区
（神奈川）：神奈川県相模原市
（山梨）：山梨県甲府市
（静岡）：静岡県静岡市
（長野）：長野県飯田市
（岐阜）：岐阜県中津川市
（愛知）：愛知県名古屋市

改正法を先取りして、丁寧に手続きを進めてきました

(赤字は法改正事項)

【配慮書】 計画段階配慮事項の検討及び検討結果の公表

↓ (期成同盟会等への説明会を開催)

【方法書】 環境影響評価の方法案の公告
(要約書作成・公表、インターネットを活用した公表、説明会開催)



環境影響の調査・予測・評価

← 現段階



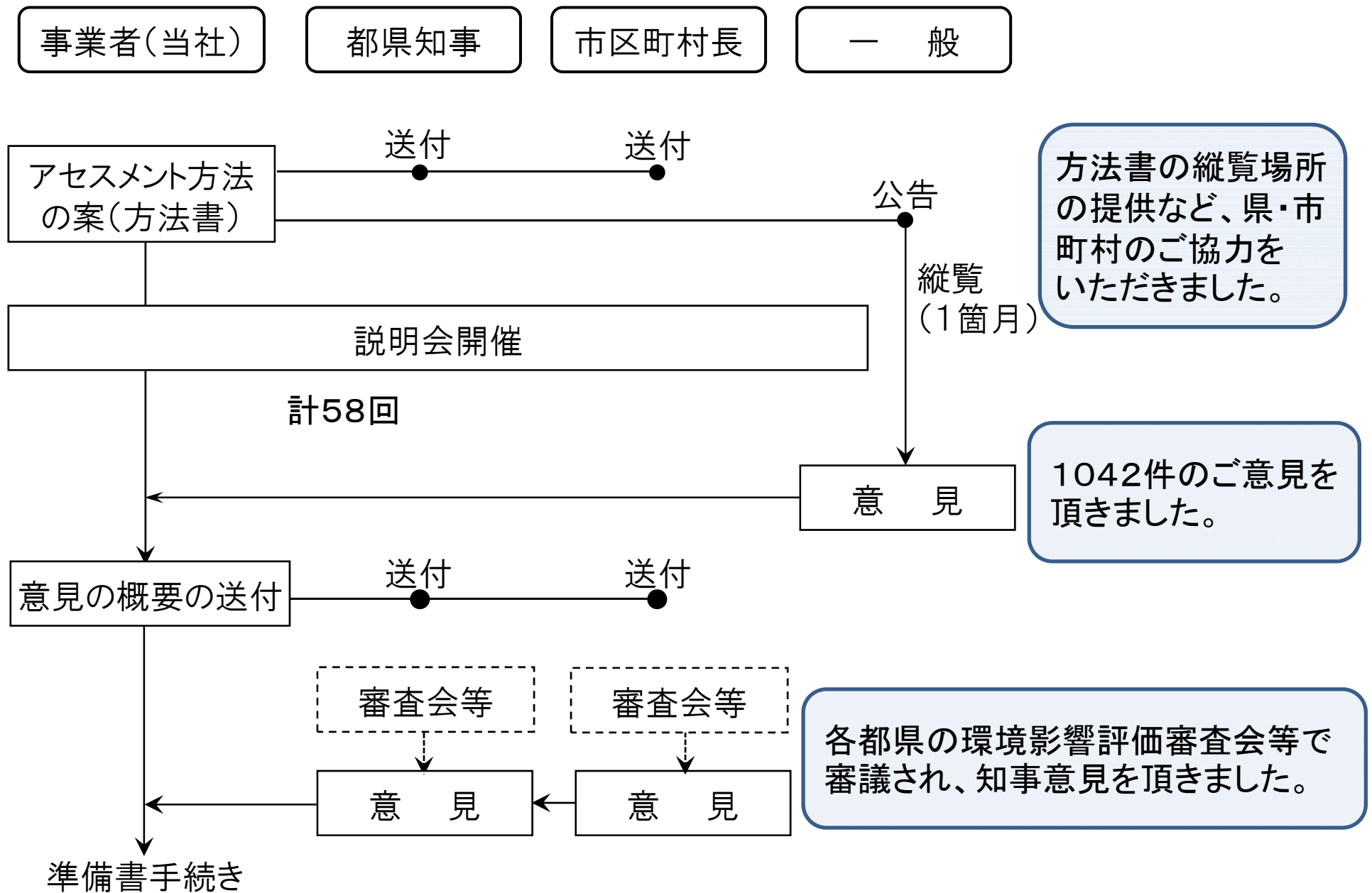
【準備書】 環境影響評価結果の案の公告
(要約書作成・公表、インターネットを活用した公表、説明会開催)



【評価書】 確定した環境影響評価結果の公告

法改正前からの手続き

法に基づく方法書の手続き



方法書に対する知事意見

- ・沿線各都県の知事から意見を受領しています。
- ・合計329項目の意見を受領しました。

	受領日	意見項目数
東京都知事	2月27日	17
神奈川県知事	3月5日	47
山梨県知事	2月23日	120
静岡県知事	2月24日	43
長野県知事	2月24日	29
岐阜県知事	2月28日	34
愛知県知事	2月23日	39
計		329

- ・知事意見としていただいた事項については、調査・予測・評価をまとめて作成する準備書において、当社の見解を記載します。

環境影響評価などの現地調査

- ・環境影響評価については、これまでも各都県をはじめ、関係する区市町村と調整をしながら進めています。
- ・回覧をはじめ、土地の所有者、施設の管理者や自治会長等の関係者に現地調査の方法をご説明するなどして、順次、現地調査に着手しています。
- ・ルートは決定していない段階であり、これに関する無用の憶測と混乱を招くことは避けなければならないという観点から、調査地点は準備書まで非公表としております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

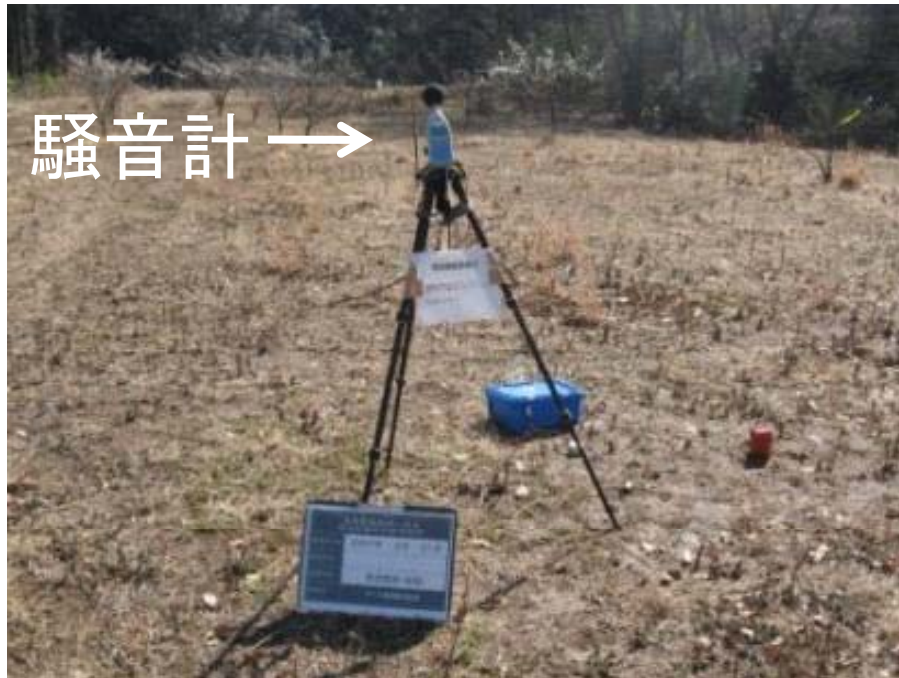
風向風速計等を設置してNO_x・SPM等の大気質の調査を行います



※ 以降の調査方法の写真は全て一般的な事例です

- ・調査期間中の4季毎に連続1週間調査を実施します。
- ・柱等は調査終了まで存置します。
- ・必要に応じて風向・風速は通年観測を行う場所もあります。

騒音計、振動計を設置して、騒音・振動等の調査を行います



- ・沿道では、交通量調査を合わせて実施します。
- ・調査期間中の平日の1日(24時間)、調査を実施し、計器類は調査時にのみ設置します。
- ・調査地点は、関係機関と調整の上、選定します。

河川等で流量・水質調査等を行います



- ・調査期間中の低水時及び豊水時の2回調査を実施します。

地下水位の測定及び採水による水質調査を行います



- ・地下水位は調査期間中の4季毎に1回、水質は調査期間中に1回、調査を実施します。
- ・調査回数を増やして、実施する場所もあります。
- ・ボーリング等を行い、観測孔を別途設置する場合があります。
- ・調査地点は、所有者、管理者等と調整の上、選定します。

電波測定車によりテレビ受信状況の測定を行います



- ・調査期間中に1回、電波測定車により調査を実施します。
- ・土地利用及び地形の状況、電波受信の状況を把握した上で、調査区域を選定します。

調査員が徒歩で移動しながら、動植物を調査します



- ・主に調査期間中の4季毎に1回実施します。
- ・動物調査では夜行性の動物を調査するために、夜間に調査を実施することがあります。

自動撮影式カメラ(無人)を設置し、動物を調査します



- ・1回の調査につき、1晩から2晩程度設置します。
- ・自動撮影式カメラの近くを通ると、周辺が暗い時にフラッシュが光る場合があります。

巣箱やわなを使用して、動物の捕獲等の調査をします



- ・捕獲等にあたり、許可手続き等が必要な場合には、所定の手続きを行った上で実施します。
- ・巣箱はおよそ1年間設置します。
- ・わなは1回の調査につき、1晩から2晩程度設置します。

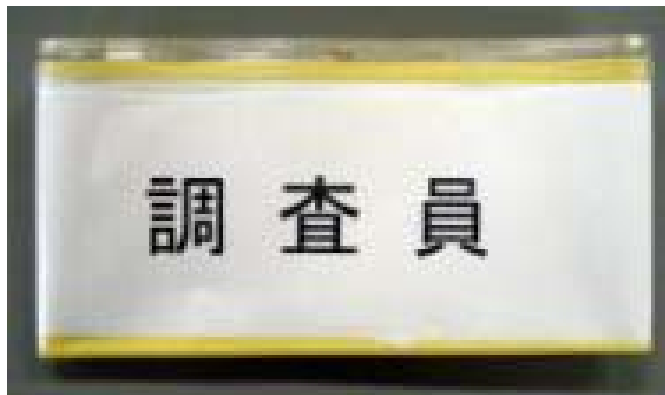
投網やタモ網などを使用して、魚類等を採捕します



- ・採捕等にあたり、許可手続き等が必要な場合には、所定の手続きを行った上で実施します。
- ・主に調査期間中の4季毎に1回、調査を実施します。

調査について

- ・調査期間は平成25年夏ごろまでを予定しております。
- ・調査員は腕章を着用し、身分証明書を携帯しています。



腕章のイメージ

- ・本日まで説明した項目以外(文化財等)についても、現地の状況などの確認のため、調査員が徒歩で移動しながら確認を行うことがあります。
- ・地域の特性等により、調査の一部を実施しない場合もあります。

ボーリング等により地質を調査します



- ・ルートへの絞り込みや環境影響評価などに用いる地質データの収集、地下水の状況把握を目的に地質調査を行います。